株主各位

名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1株 式 会 社 テ ィ ア 代表取締役社長 冨 安 徳 久

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会においては極力書面また はインターネット等により議決権を行使いただき、株主総会当日の来場はお控えいただくようお願い 申しあげます。

お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月17日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年12月17日(木曜日)午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年12月18日 (金曜日) 午前10時
- **7.**第名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
- 3. 目的事項

報告事項 1. 第24期(2019年10月1日から2020年9月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第24期(2019年10月1日から2020年9月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役8名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。 (アドレス https://www.tear.co.jp/company/)

【当日ご出席いただく株主様へ】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

- 1. 当日の健康状態にご留意いただきますよう、お願い申しあげます。
- 2. 当日の感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
- 3. マスク着用のうえご来場いただくようお願い申しあげます。
- 4. 会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方につきましては、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- 5. 会場入り口付近に消毒液を設置いたしますので、ご入場の際には手指の消毒をお願いいたします。
- 6. 当日は事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきます。事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- 7. 本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。(アドレス https://www.tear.co.jp/company/)

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解の程よろしくお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげ ます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2020年**12**月**18**日(**金**曜日) **午前10時**(受付開始:午前**9**時半)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、切手を貼ら ずにご投函ください。

行使期限

2020年12月17日 (木曜日) 午後5時30分到着分まで



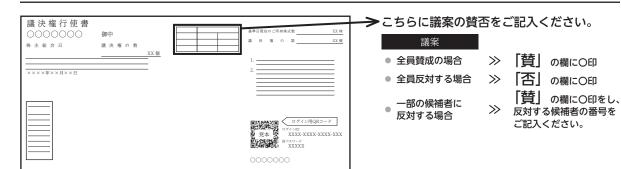
インターネット等で議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご 入力ください。

行使期限

2020年12月17日 (木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入 力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを ____ 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事 業 報 告

(2019年10月1日から 2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による鉱工業生産や輸出の減少、雇用・所得環境の変化、各自治体からの営業自粛要請等による個人消費の低迷等、内需・外需共に大きく落ち込み、厳しい状況となりました。また、経済活動が徐々に再開する中、輸出・個人消費は持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の帰趨や、内外経済に与える影響の大きさ、および期間について不確実性が高く、先行きに対する不透明感は拭えない状況です。

葬儀業界におきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されておりますが、葬儀単価におきましては、核家族化や葬祭規模の縮小等により減少傾向が続いております。また、直近の業界環境といたしましては、葬儀件数は前年同期を下回る水準で推移し、葬儀単価は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う葬祭規模の縮小および法要料理の販売減により、大きく低下しております。

かかる環境下、当社グループは顧客満足度の向上を図るべく「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人財教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針とし、直営・フランチャイズ出店による徹底した差別化戦略を展開しております。

当連結会計年度におきましては、中長期目標200店舗体制の実現とその後の持続的な成長を目指すべく「オンリーワンブランド"ティア"」のスローガンのもと、ローリング方式により中期経営計画を策定し、4項目のテーマを設け7つの戦略を推進してまいりました。新規出店の状況につきましては、直営は名古屋市内に「ティア幸心」「ティア柴田」、愛知県下に「ティア岡崎上地」「ティア清須古城」「ティア弥富東」を開設し、葬儀相談サロンとして東京都内に「ティア押上」を開設いたしました。フランチャイズでは、愛知県下に「ティア安城桜井」「ティア三郷」「ティア東海中央」「ティア一宮中央」、大阪府下に「ティア堺伏尾」を開設し、これにより直営74店舗、フランチャイズ53店舗の合計127店舗となりました。

既存会館におきましては、葬儀ニーズの多様化へ対応するために「ティア相生山」の改修工事を実施いたしました。売上原価におきましては、葬儀付帯業務の内製化を推進したものの労務費等が増加し、経費面では中長期の出店を見据えた人材の確保や、コンサルタント業務に係る支払手数料等が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は119億19百万円(前期比6.7%減)となり、売上原価率は前期と比べ1.4ポイント上昇し、販売費及び一般管理費は前期比1.4%増となりました。これにより、営業利益は5億95百万円(同48.5%減)、経常利益では5億87百万円(同49.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億45百万円(同56.3%減)となりました。セグメント別の業績は、次のとおりであります。

葬祭事業におきましては、上半期は「ティアの会」会員数の拡大を図るべく、各種会館イベントや提携団体・企業向けの営業等を積極的に取り組んだものの、第3四半期以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動が制限されることとなりました。葬儀件数におきましては、既存店の件数が減少したものの、新たに開設した会館の稼働により、前期比3.9%増の11,353件となりました。葬儀単価におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により葬祭規模が縮小したのに加え、法要料理の販売が減少し、前期比9.5%減となりました。この結果、売上高は115億35百万円(同6.9%減)、営業利益は15億26百万円(同29.3%減)となりました。

フランチャイズ事業におきましては、新たに開設したFC会館の加盟料売上を計上する一方、FC会館のロイヤリティおよび物品売上が減少いたしました。この結果、売上高は3億85百万円(同2.8%減)、営業利益は75百万円(同14.8%増)となりました。

セ	グ	メニ	· 1	- 0)	名	称	売	上	高
葬		祭		事			業		11,53	5百万円
フ ラ	^ラ ン	チ	ヤ	イ	ズ	事	業		38	5
合							計		11,91	9

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 - 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8億79百万円で、 その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

葬儀会館ティア	? 弥富東の新築工事	1億61百万円
家族葬ホール	ティア岡崎上地の新築工事	95百万円
家族葬ホール	ティア柴田の新築工事	79百万円
家族葬ホール	ティア清須古城の新築工事	76百万円
家族葬ホール	ティア幸心の新築工事	67百万円
葬儀会館ティア	7相生山の改装工事	84百万円

ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充 葬儀会館ティア西枇杷島の移転工事

74百万円

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、主に運転資金、新型コロナウイルス感染症の影響に備えた 手元流動性の確保のため、金融機関から短期借入15億50百万円の資金調達を行っております。

(2) 財産および損益の状況

	区分		第21期 (2017年9月期)	第22期 (2018年9月期)	第23期 (2019年9月期)	第24期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売	上	高(百万円)	11,352	12,311	12,779	11,919
経	常利	益(百万円)	1,185	1,300	1,151	587
親会する		帰属(百万円) 利益	801	896	791	345
1 株	当たり当期終	吨利益 (円)	39.72	44.39	36.05	15.43
総	資	産(百万円)	10,990	11,958	13,301	13,468
純	資	産(百万円)	6,221	6,984	8,940	8,928
1 株	当たり純資	産額 (円)	308.51	345.65	399.08	398.51

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
株式会社	土ティアサ	トービス		3苣	万円	100.0%	湯灌サ	ービス	ス事業	、生	花販ラ	も事業	Ē

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外経済の混乱が生じております。また、葬儀業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う葬祭規模の縮小および法要料理の販売減により、葬儀単価が大きく低下しております。この現状を鑑み、2021年9月期を計画初年度とする中期経営計画の公表を延期させていただくことといたしました。

当社グループは中長期目標であります会館数200店舗体制の実現とその後の持続的な成長を目指すべく、中部地区で新規出店を継続し経営基盤の更なる強化を図るとともに、関東地区、関西地区で収益力を高める取り組みが必要であると判断しております。また、直営・フランチャイズによる中長期の出店方針に加え、「外部環境の変化に伴う課題の認識と対応方針」「内部体制の更なる強化と中長期を見据えた施策」「計画的な人材確保と教育体制の充実により強い組織集団の実現」「倫理・コンプライアンス体制の確立」を推進しなければならないと考えております。さらに、企業価値を高め、株主共同の利益を確保・向上させる取り組みも必要であると判断しております。

そこで、当社グループといたしましては、「新生ティア」のスローガンのもと、以下の4項目のテーマに取り組んでまいります。

① 直営会館の出店継続とフランチャイズにおける計画的な出店の推進

当社グループの中長期目標であります会館数200店舗体制とその後の持続的な成長の実現に向けて、中部地区では名古屋市内シェア向上に向けた家族葬ホールの出店継続、関東地区・関西地区では葬儀会館および葬儀相談サロンの出店エリアでの収益力の向上に取り組んでまいります。

フランチャイズでは、既存クライアントの複数出店提案および、新規クライアントへの提案営業を積極的に推進するとともに、既存会館の持続的な成長とFCグループの体制構築に取り組んでまいります。

② 既存会館の機動的な契約更新対応とWEBプロモーションの精度向上の推進

既存会館において、開設から20年以上が経過し契約期間満了となる会館も増えることから、契約更新に係るマネジメント体制の構築および条件交渉において機動的な対応を推進してまいります。

また、WEBマーケティングでは、複数の施策をPDCAサイクルで運用し、WEBによる会員獲得、葬儀受注の増加を目指してまいります。さらに、PR・IR活動におきまして

も継続的に実施し、葬儀業界の現状をより深く理解し、当社グループに対して興味をもって 頂く内容の情報発信に努めてまいります。

③ 環境変化への迅速な対応と葬儀付帯業務の内製化拡大の推進

国内外の環境変化へ対応すべく商品調達方法の多様化と、新たな価値を創造する商品開発を推進してまいります。また、葬儀付帯業務の更なる内製化拡大を推進すべく、湯灌関連サービスの内容強化と外部販売、セレモニーアシスタントの社内派遣、生花事業の取り扱い拡大、石材販売の立ち上げと販路開拓等に取り組んでまいります。

④ 高いスキルを持った組織集団と新常態に対応した仕組みの構築の推進

当社グループは、高いスキルを持った組織集団の構築を目指し、既存社員向け研修内容の 充実およびウェビナーを活用した研修を実施してまいります。また、PDCAサイクルに則 った新卒採用プログラムの実践と、新入社員の早期育成を目指した新卒教育プログラムを運 用してまいります。さらに、従業員のエンゲージメントを向上させるべく、福利厚生制度の 充実にも努めてまいります。

ICTにおきましては、ハード・ソフトの充実による多様な働き方への対応と、次世代基幹システム構築の準備に取り組んでまいります。また、ICTにおける脅威への対応として、ハード、ソフト、人材面において対策を講じてまいります。

(5) 主要な事業内容(2020年9月30日現在)

セ	セグメントの名称				主	要	な	事	業	内	容	
葬	祭	事	業	葬儀施行 の販売な	全般ならど葬儀終	がに忌服 を了後に行	明け法要‡ テうアフタ	および年 ターフォロ	忌法要の語 コーサーヒ	青負、返ネ ざス	品や仏壇	・墓石
フランチャイズ事業 葬儀事					に関する	るフランラ	チャイズ事	事業				

(**6**) **主要な営業所**(2020年9月30日現在)

①中部地区

名称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	名 古 屋 市 北 区	T H R C	名古屋市北区
ティア黒川	名古屋市北区	ティア黒川東館	名古屋市北区
ティア中川	名古屋市中川区	ティア山王	名古屋市中川区
ティア松葉公園	名古屋市中川区	ティア下之一色	名古屋市中川区
ティア港	名 古 屋 市 港 区	ティア名港	名古屋市港区
ティア笠寺	名 古 屋 市 南 区	ティア道徳	名古屋市南区
ティア御器所	名古屋市昭和区	ティア大幸	名古屋市東区
ティア中村	名古屋市中村区	ティア本陣	名古屋市中村区
ティア岩塚	名古屋市中村区	ティア相生山	名古屋市天白区
ティア原	名古屋市天白区	ティア浄心	名古屋市西区
ティア栄生	名 古 屋 市 西 区	ティア守山	名古屋市守山区
ティア四軒家	名古屋市守山区	ティア熱田	名古屋市熱田区
ティア瑞穂	名古屋市瑞穂区	ティア名東	名古屋市名東区
ティア緑	名 古 屋 市 緑 区	ティア滝ノ水	名 古 屋 市 緑 区
ティア覚王山	名古屋市千種区	ティア西枇杷島	愛知県清須市
ティア蟹江	愛知県海部郡蟹江町	ティア甚目寺	愛知県あま市
ティア豊明	愛知県豊明市	ティア豊橋	愛知県豊橋市
ティア豊橋南	愛知県豊橋市	ティア豊橋西	愛知県豊橋市
ティア岡崎南	愛 知 県 岡 崎 市	ティア岡崎北	愛知県岡崎市
ティア岡崎中央	愛知県岡崎市	ティア春日井	愛知県春日井市
ティア味美	愛知県春日井市	ティア如意申	愛知県春日井市
ティア津島	愛 知 県 津 島 市	ティア津島東	愛 知 県 津 島 市
ティア小牧中央	愛 知 県 小 牧 市	ティア北名古屋	愛知県北名古屋市
ティア弥富	愛 知 県 弥 富 市	ティア弥富東	愛 知 県 弥 富 市

名称	所 在 地	名称	所 在 地
ティア稲沢	愛知県稲沢市	家族葬ホールティア宝神	名 古 屋 市 港 区
家族葬ホールティア川名	名古屋市昭和区	家族葬ホールティア荒畑南	名古屋市昭和区
家族葬ホールティア千代田橋	名古屋市守山区	家族葬ホールティア幸心	名古屋市守山区
家族 葬 ホ ー ル テ ィ ア 焼 山	名古屋市天白区	家族 葬 ホ ー ル ティ ア 猪 高	名古屋市名東区
家族葬ホールティア弥富通	名古屋市瑞穂区	家族葬ホールティア柴田	名古屋市南区
家族葬ホールティア矢作	愛知県岡崎市	家族葬ホールティア岡崎上地	愛 知 県 岡 崎 市
家族葬ホールティア清須古城	愛 知 県 清 須 市		

②関東地区

名 称	所	在	地	名	称	所	在	地
ティア越谷	埼玉	県 越	谷 市	ティア鳩	身ヶ谷	埼玉	県川口] 市
葬儀相談サロン ティア日暮里	東京	都 荒	川 <u>区</u>	\frac{1}{2} \fra	サロン 町 屋	東京	都荒丿	
葬儀相談サロンティア北千住	東京	都 足	立区	ティア青砥	サロン駅前店	東京	都葛魚	布 区
葬儀相談サロン ティアお花茶屋	東京	都葛	飾 区	\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1} \) \(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2	サ ロ ン 駒 込	東京	都北	区
葬儀相談サロンティア押上	東京	都 墨	田区	葬 儀 相 談 テーイ ア	サ ロ ン 根 津	東京	都文原	河 区
葬儀相談サロン ティア東池袋	東京	都 豊	島区					

③関西地区

名	所	在	地	名	称	所	在	地
ティア門	真 大阪	府門』	真 市	ティア	大 東	大 阪	府 大	東市
ティア寝屋	川大阪	府寝屋	川市	葬 儀 相 談 テーイ ア	サ ロ ン 蒲 生	大 阪	市城	東区

(7) 使用人の状況(2020年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減		
葬 祭 事 業	419(105)名	10名増(18名増)		
フランチャイズ事業	12(-)	1名増(-)		
共通	134(2)	26名増(-)		
合 計	565(107)	37名増(18名増)		

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を())内に外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて増加したのは、主に業容拡大に備えた新卒採用、中途採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平	均	年 齢	平均勤続年数
519(105)名	30名増(18名増)			38.0歳	6.0年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前事業年度末と比べて増加したのは、主に業容拡大に備えた新卒採用、中途採用によるものであります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

fi	借入						先			借	入	額
株	式	会	社 三	菱	U	F	J	銀	行			922百万円
株	式	会	社	り	そ	な		銀	行			262
株	元	会	社	み	ず	ほ		銀	行			227

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益の最大化を重要な経営目標としており、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要政策としております。また、業績向上時には増配等により株主への利益環元も積極的に行っていく予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、 これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会としております。

内部留保資金につきましては、葬儀会館の建設を中心とした設備投資はもとより、経営基盤の更なる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、2019年11月8日に公表いたしました配当予想のとおり、普通配当10円(支払開始日は2020年12月2日)とし、中間配当金を含む年間配当金を20円とさせていただきました。

次期事業年度の剰余金の配当につきましては、2021年9月期連結業績予想を勘案し、中間配当金10円、期末配当金10円の合計20円とする予定であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2. 会社の株式に関する事項 (2020年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数

72,800,000株

(2) 発行済株式の総数

22,406,100株

(注) 2020年2月14日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式の総数は 1,300株増加しております。

(3) 株主数

15,427名

(4) 大株主 (上位10名)

株		主				名	所 有 持 株 数	持 株 比 率
株	式	会	社	夢	:	現	7,792,000株	34.77%
株式会	社日本カ	ストデ	イ 銀	行(亻	信託	□)	2,091,200株	9.33%
名 古	屋 釒	失 道	株	式	会	社	1,280,000株	5.71%
富	安		徳			久	938,200株	4.18%
日本マン	スタートラフ	スト信託会	銀行株式	式会社	(信託	:口)	623,700株	2.78%
ティ	ィア	社	員	持	株	会	363,800株	1.62%
MSIF	CLII	ЕΝТ	SEC	CUR	I T 1	ES	340,296株	1.51%
深	谷		志			郎	264,000株	1.17%
株式会	社日本カ	ストデ	イ銀行	f (信	託口	5)	227,400株	1.01%
花	重 美	装	株	式	会	社	183,200株	0.81%

⁽注) 持株比率は自己株式(1,470株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2020年9月30日現在)

É	社に	おけ	る地化	<u> </u>	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	富	安	徳	久	
取	締	役 副	社	長	岡	留	昌	吉	人財・事業開発本部長 株式会社ティアサービス 代表取締役社長
専	務	取	締	役	辻		耕	平	経営企画室長兼管理本部管掌
専	務	取	締	役	宮	﨑	芳	幸	葬祭事業本部長
常	務	取	締	役	眞	邉	健	吾	フランチャイズ事業本部長
取		締		役	Щ	本	克	己	財務本部長 株式会社ティアサービス 監査役
取		締		役	森		善	良	
取		締		役	小オ	曽	正	人	小木曽公認会計士事務所 所長 株式会社トレジャリンク 代表取締役社長
常	勤	監	査	役	後	藤	光	雄	
監		査		役	稲	生	浩	子	稲生浩子税理士事務所 所長
監		査		役	出	П	紘	_	

- (注) 1. 取締役森善良氏および取締役小木曽正人氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役後藤光雄氏、監査役稲生浩子氏および監査役出口紘一氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役稲生浩子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、取締役森善良氏、取締役小木曽正人氏、常勤監査役後藤光雄氏および監査役出口紘一氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区		分	支	給	人	員	支	給	額
取	締	役				8名			206百万円
監	査	役				3			18
合		計				11			225

- (注) 1. 上記のうち社外取締役2名に対する報酬等の額は8百万円、社外監査役3名に対する報酬等の額は18 百万円です。
 - 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、2010年12月21日開催の第14回定時株主総会において年額1,000百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、2017年12月22日開催の 第21回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のため に支給する金銭報酬債権として年額40百万円以内(うち社外取締役分は年額350万円以内)と決議い ただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、2010年12月21日開催の第14回定時株主総会において年額100百万円以内と 決議いただいております。また、2017年12月22日開催の第21回定時株主総会において、上記報酬枠 とは別枠で、監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額5百万 円以内(うち社外監査役分は年額350万円以内)と決議いただいております。
 - 5. 上記の支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含めております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役小木曽正人氏は、小木曽公認会計士事務所の所長、および株式会社トレジャリンクの 代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役稲生浩子氏は、稲生浩子税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏	名	地位	主	な	活	動	状	況
森	善良	社外取締役	長きにわれ	度に開催された たり経営に携れ 意思決定の妥当 。	つった多くの糸	経験・知見よ	り意見を述べ	るなど、取
小木曽	正人	、 社外取締役	公認会計るなど、	度に開催された 士・税理士とし 取締役会の意思 ております。	ての高度な専	アラブラ アラブ アラブ アラブ アラブ アラブ アラン	富な経験から	意見を述べ
後藤	光 雄	常勤社外監査役	回のうち	度に開催された 15回に出席い。 審議等に適宜必	たしました。	長年にわたる	る監査役とし	
稲 生	浩 子	社外監査役	回のうち	度に開催された 15回に出席いた 適宜必要な発言	たしました。和			
出口	紘 -	· 社外監査役		度に開催された 15回に出席い す。				

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 継続監査期間

第8期(自 2003年10月1日 至 2004年9月30日)より、当該監査法人と契約を締結し、当該監査を受けております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるファイナンシャルアドバイザリー業務、労務管理および社会保険等に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法および会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、倫理・コンプライアンスが事業活動においては重要であるとの認識に立ち、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会的良識をもった行動のもとに職務を遂行するため、倫理・コンプライアンスに係る体制を整備し、企業倫理の遵守の徹底を図る。
- ② 当社は、取締役および各部署の責任者で構成する倫理・コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、倫理・コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施し、監査結果は、社長および監査役会に報告する。
- ④ 倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として内部通報制度を設け、運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見および是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令ならびに社内規程にしたがって、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しており、取締役および監査役はこれらの情報を必要なときに閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、事業活動において発生しうるリスクの防止、管理体制の整備、発生したリスクの対応等を担う所管部門を、倫理・コンプライアンス委員会とする旨を定めた「リスク管理規程」を策定している。
- ② 経営上の意思決定に伴うリスクについては、取締役等が構成員の会議体等において検討を行う。
- ③ 大震災等の災害時を想定した事業継続計画を策定しており、被災のシミュレーション、安否 確認の方法、災害対策設備の設置等の対策を講じており、また、有事の際には、社長を本部 長とする対策本部を設置し、即応できる体制としている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について助言 や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努めている。
- ② 取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令および定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役およびその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整備している。
- ③ 取締役、監査役および執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数を、社外取締役としている。

当委員会は、取締役会から諮問を受けた「取締役、監査役および執行役員の選解任の方針、 基準、選解任に関する事項」「取締役および執行役員の報酬決定の方針、個人別の報酬等に 関する事項」等を審議し、取締役会への答申を行う。

- ④ 経営会議(取締役および執行役員で構成)を毎月1回開催し、取締役会への上程議案の審議、 事業本部毎の所管事項報告および業務執行状況に関する報告を行う。
- ⑤ 取締役の職務執行の効率化を図るために、中期経営計画および年度予算の策定を行い、その 進捗管理を行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項および業績の状況等を当社取締役会に報告することを義務付けている。
- ② 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の社長および 監査役会に報告する体制としている。
- ③ 当社と子会社との取引については、第三者との取引と比較して著しく有利または不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制としている。
- ④ 子会社が規程等に基づいて実施するリスク管理を当社もその評価等を行う体制としている。
- ⑤ 内部通報制度の窓口を当社および子会社の共用のものとして社外に設けるとともに、通報を 行った者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とし ている。
- ⑥ 子会社において、法令および社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発 覚した場合、速やかに当社の倫理・コンプライアンス委員会に報告するとともに、発生した リスクの対応等を行う体制としている。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
 - ② 監査役より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた監査役スタッフは、独立性を確保するため、その要請に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 監査役会は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制を決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請できる。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制およびその他の監査役への報告に関する 体制

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に 関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監 査役に対して速やかに報告し、監査役は必要な都度、取締役および使用人に対し報告を求め る。
- ② 監査役は、必要に応じて取締役会のほか経営会議その他重要な会議体に出席することで、当社および子会社の重要な情報について適時報告を受けられる体制となっている。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護する体制となっている。
- ② 報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じる。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査 役の職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリス

クのほか、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題について意見交換することで、 監査役監査の実効性を確保する体制を整備している。

- ② 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。
- ③ 監査役または監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を 受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行う等、状況に応じ 適切な措置を講じる。
- ④ 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき適切な内部統制の整備とその有効な運用を行う体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらないこととする。
- ② 反社会的勢力からの接触があった場合は、法務課を管轄する管理本部と葬祭事業を担う葬祭 事業本部が連携して対策を講じ、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、 適切な対応を行う。
- ③ 取締役および使用人に対しても社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上を図る。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

	月30日現在) (単位:百万円)	
資 産 の	部	負 債 の 部
流 動 資 産	3,653	流 動 負 債 2,656
現金及び預金	3,063	買 掛 金 278
売 掛 金	337	短 期 借 入 金 882
商品	46	1年内返済予定の長期借入金 424
野 蔵 品	48	未 払 金 550
		リ ー ス 債 務 28
	160	未 払 法 人 税 等 74
貸 倒 引 当 金	△2	賞 与 引 当 金 195
固 定 資 産	9,814	資産除去債務
有 形 固 定 資 産	8,416	そ の 他 212
建物及び構築物	6,284	固 定 負 債 1,884
車 両 運 搬 具	17	長 期 借 入 金 845
土地地	1,516	リ ー ス 債 務 389
		役員退職慰労引当金 0
	351	資 産 除 去 債 務 648
建 設 仮 勘 定	88	負 債 合 計 4,540
その他	157	純 資 産 の 部
無 形 固 定 資 産	50	株 主 資 本 8,928
投資その他の資産	1,347	資 本 金 1,873
投資 有 価 証 券	0	資 本 剰 余 金 1,506
差入保証金	899	利 益 剰 余 金 5,548
		自 己 株 式 △0
	314	その他の包括利益累計額 0
その他	141	その他有価証券評価差額金 0
貸 倒 引 当 金	△8	純 資 産 合 計 8,928

負 債 純 資 産 合 計

13,468

13,468

計

資

連結損益計算書

(2019年10月 1 日から 2020年 9 月30日まで)

(単位:百万円)

	科		B		金	額
売		上		高		11,919
売	上		原	価		7,363
売	上	総	利	益		4,556
販売		Ω, —	般管理	費		3,960
営	業		利	益		595
営	業	外	収	益		
1		权	利	息	4	
1	受 取	配	当	金	0	
1	受 取	保	険	金	2	
1	古 告	料	収	入	13	
1	3	0)		他	9	29
営	業	外	費	用		
1		7	利	息	26	
1	朱 式	交	付	費	0	
1	固 定 資		余 売 却		6	
1	₹ 	0		他	3	37
経	常		利	益 		587
特、	別		損	失		
浙		損 ** ** `\.	損	失	56	56
税金				三山	010	530
				業税	218	404
法业	人 税	等	調整	額	△33	184
当	期かれたに	純に属す	利工业的统	益		345
积云	社株主に	畑偶 9	つヨ 期 代	11年		345

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月 1 日から 2020年 9 月30日まで)

(単位:百万円)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年10月1日期首残高		1,872	1,506	5,561	△0	8,940
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行		0	0			0
剰 余 金 の 配 当				△358		△358
親会社株主に帰属する当期純利益				345		345
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変 動 額 (純 額)						_
当連結会計年度変動額合計		0	0	△12	_	△12
2020年9月30日期末残高		1,873	1,506	5,548	△0	8,928

	その他の包括	舌利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	そ の 他 の 益 素 計 額 合	純資産合計
2019年10月1日期首残高	0	0	8,940
当連結会計年度変動額			
新 株 の 発 行			0
剰 余 金 の 配 当			△358
親会社株主に帰属する当期純利益			345
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額(純額)	0	0	0
当連結会計年度変動額合計	0	0	△12
2020年9月30日期末残高	0	0	8,928

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の節囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 1社

・主要な連結子会社の名称 株式会社ティアサービス

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

・その他有価証券 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産 時価のあるもの 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用して おります。

口. たな卸資産

総平均法による原価法を採用しております。 なお、たな卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき 簿価を切下げております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

10~38年

車両運搬具

2~ 5年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上しております。

口. 當与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給 見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産除売却損」は3百万円であります。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、当社グループが営む事業については、参列者の減少により葬祭 規模が縮小したのに加え、法要料理の販売が減少したことにより、売上高が減少するなど、足元の業績に影響が生じております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響は、2021年9月期上半期まで継続し、下半期以降は改善するものと予測しております。これらの状況を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。その結果、一部店舗で減損損失を計上しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物			91百万円
合計	†		91百万円
たな	切得に 仮る 唐教は	下記(2)に記載して1	、る信敦児証でおります

なお、担保に係る債務は、ト記(3)に記載している債務保証であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,060百万円

(3) 保証債務

当社の所有する建物の地主について、金融機関からの借入に対して次の債務保証を行っております。 保井正純 5百万円

なお、上記保証については、地主の所有する土地及び当社の所有する建物91百万円が担保に供されております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループの減損会計適用に当たっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している店舗単位で行っております。なお、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途		場所	種類	減損損失
			建物及び構築物	24百万円
葬祭ホール	(注) 1	愛知県	その他	0百万円
			合計	24百万円
			建物及び構築物	26百万円
葬儀相談サロン	(注) 2	東京都	その他	5百万円
			合計	31百万円

- (注) 1. リロケーションを決定したことにより、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、 当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額 は使用価値により測定しており、使用価値は、予想される使用期間が1年以内と非常に短期である ため割引計算は行っておりません。
 - 2. 今後の業績見通し等を勘案した結果、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年 11月8日 取締役会	普通株式	134	6	2019年 9月30日	2019年 12月4日
2020年 5月7日 取締役会	普通株式	224	10	2020年 3月31日	2020年 6月1日

22,406,100株

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	224	10	2020年 9月30日	2020年 12月2日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及び増資により調達しております。 売掛金に係る取引先の信用リスクについては、経理規程に沿って営業債権の期日及び残高を管理すること 等により、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握 を行っております。

借入金の使途は主に設備投資資金(長期)であり、このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

			(1 🖾 🖽 / 31 1/
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,063	3,063	_
(2) 売掛金	337	337	_
(3) 投資有価証券	0	0	_
(4) 差入保証金	899	870	△28
資産計	4,301	4,272	△28
(1) 買掛金	278	278	_
(2) 短期借入金	882	882	_
(3) 未払金	550	550	_
(4) 未払法人税等	74	74	_
(5) 長期借入金 ※1	1,270	1,264	△5
(6) リース債務 ※2	418	436	18
負債計	3,474	3,487	13

- ※1 長期借入金について、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- ※2 リース債務について、1年内に支払予定のリース債務を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券 これらの時価については取引所の価格によっております。
- (4) 差入保証金

敷金・保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに(4) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金、並びに(6) リース債務 これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率で 割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

398円51銭

(2) 1株当たり当期純利益

15円43銭

9. 重要な後発事象に関する注記

貸借対照表

	(単位:百万円)		
資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	3,580	流 動 負 債	2,625
現金及び預金	2,997	買 掛 金	305
売 掛 金	335	短 期 借 入 金	882
商品	44	1年内返済予定の長期借入金	407
貯 蔵 品	45	リース債務	28
前 払 費 用	157	未 払 金	539
その他	1	未 払 費 用	44
貸 倒 引 当 金	△2	未 払 法 人 税 等	72
固 定 資 産	9,734	預 り 金	16
有 形 固 定 資 産	8,327	賞 与 引 当 金	184
建物	5,846	資 産 除 去 債 務	9
構築物	391	そ の 他	134
車 両 運 搬 具	9	固定負債	1,830
工具、器具及び備品	150	長 期 借 入 金	796
土 地	1,502	リース債務	389
リース資産	351	資 産 除 去 債 務	644
建設仮勘定	75	そ の 他	0
無形固定資産	48	負 債 合 計	4,456
ソフトウエア	30	純 資 産	の部
電話加入権	6	株 主 資 本	8,859
その他	12	資 本 金	1,873
投資その他の資産	1,357	資本 剰余金	1,506
投 資 有 価 証 券	0	資 本 準 備 金	1,506
関係会社株式	19	利 益 剰 余 金	5,479
破産更生債権等	1	その他利益剰余金	5,479
長期前払費用	138	繰 越 利 益 剰 余 金	5,479
差 入 保 証 金	895	自 己 株 式	△0
繰 延 税 金 資 産	309	評価・換算差額等	0
その他	0	その他有価証券評価差額金	0
貸 倒 引 当 金	△8	純 資 産 合 計	8,859
資 産 合 計	13,315	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,315

<u>損 益 計 算 書</u> (2019年10月1日から 2020年9月30日まで)

(単位:百万円)

	科			金	額
売	_	Ŀ	高		11,907
売	上	原	価		7,457
売	上	総利	益		4,450
販売	費 及 び	一般管理	費		3,894
営	業	利	益		555
営	業	外 収	益		
受	取利息	及 び 配 当	金	4	
受	取	保険	金	2	
広	告	料 収	入	13	
そ		0)	他	10	30
営	業	外費	用		
支	払	利	息	26	
株	式	交 付	費	0	
固	定 資 産	除売却	損	6	
そ		0)	他	3	37
経	常	利	益		548
特	別	損	失		
減	損	損	失	56	56
税	引 前 当	i 期 純 利	益		491
法人	、税、 住 🛭	民税及び事業	税	207	
法	人 税	等 調 整	額	△34	173
当	期	純 利	益		317

株主資本等変動計算書

(2019年10月 1 日から 2020年 9 月30日まで)

(単位:百万円)

			株	主	本		
		資本剰余金		利益剰余金			
	資 本 金	次十淮供入	次士釗◇△△斗	その他利益剰余金	到光剩个人人斗	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年10月1日期首残高	1,872	1,506	1,506	5,520	5,520	△0	8,898
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	0	0	0				0
剰 余 金 の 配 当				△358	△358		△358
当 期 純 利 益				317	317		317
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							-
事業年度中の変動額合計	0	0	0	△40	△40	_	△39
2020年9月30日期末残高	1,873	1,506	1,506	5,479	5,479	△0	8,859

	評価・換	算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2019年10月1日期首残高	0	0	8,899
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行			0
剰 余 金 の 配 当			△358
当 期 純 利 益			317
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	△39
2020年9月30日期末残高	0	0	8,859

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・その他有価証券 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産 時価のあるもの 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用して おります。
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

なお、たな卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき 簿価を切下げております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物15~38年構築物10~20年車両運搬具2~5年工具、器具及び備品3~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「固定資産除売却損」は3百万円であります。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、当社が営む事業については、参列者の減少により葬祭規模が縮小したのに加え、法要料理の販売が減少したことにより、売上高が減少するなど、足元の業績に影響が生じております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響は、2021年9月期上半期まで継続し、下半期以降は改善するものと予測しております。これらの状況を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。その結果、一部店舗で減損損失を計上しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

 建物
 91百万円

 合計
 91百万円

なお、担保に係る債務は、下記(3)①に記載している債務保証であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,029百万円

(3) 保証債務

①当社の所有する建物の地主について、金融機関からの借入に対して次の債務保証を行っております。 保井正純 5百万円

なお、上記保証については、地主の所有する土地及び当社の所有する建物91百万円が担保に供されております。

②関係会社の金融機関からの借入について債務保証を行っております。

(株)ティアサービス

66百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権

0百万円

短期金銭債務

36百万円

長期金銭債務

0百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 仕 入 高 その他の営業取引 営業取引以外の取引高 0百万円 399百万円 1百万円

(2) 減損損失

当社の減損会計適用に当たっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している店舗単位で行っております。なお、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途		場所	種類	減損損失
			建物及び構築物	24百万円
葬祭ホール	(注) 1	愛知県	その他	0百万円
			合計	24百万円 0百万円 24百万円 26百万円 5百万円
葬儀相談サロン			建物及び構築物	26百万円
	(注) 2	東京都	その他	5百万円
			合計	31百万円

- (注) 1. リロケーションを決定したことにより、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、 当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額 は使用価値により測定しており、使用価値は、予想される使用期間が1年以内と非常に短期である ため割引計算は行っておりません。
 - 2. 今後の業績見通し等を勘案した結果、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数 普通株式 1.470株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

林 色化並真性	
未払事業税	10百万円
未払事業所税	7百万円
貸倒引当金	3百万円
賞与引当金	56百万円
法定福利費	8百万円
長期前払費用	16百万円
減価償却超過額	100百万円
資産除去債務	199百万円
借地権	23百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	441百万円
評価性引当額	△0百万円
繰延税金資産合計	440百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△131百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△131百万円
繰延税金資産の純額	309百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年9月30日以前の建物については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円) (注) 1	科目	期末 残高 (百万円)
主要株主(個人)	(株) 夢現 (注) 2	(被所有) 直接34.7	主要株主債務被保証	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注) 3	199	_	_
及びその近親者	横山 博一 (注) 2	_	債務被保証	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注) 3	199	_	_

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 - 2. 横山博一氏は主要株主には該当しませんが、㈱夢現は横山博一氏およびその近親者の財産保全会社であることから、主要株主(個人)として各々記載しております。
 - 3. 当社は会館の賃借料に対して、主要株主㈱夢現および横山博一氏の債務保証を受けております。なお、 保証料の支払いは行っておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

395円42銭

(2) 1株当たり当期純利益

14円18銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月10日

株式会社 ティア 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマッ

名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 家 元 清 文 ⑩

公認会計士 坂 部 彰 彦 即

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティアの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間 の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存

続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施 に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月10日

株式会社 ティア 取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員
 公認会計士
 家
 元
 清
 文
 印

 公認会計士
 坂
 部
 彰
 彦
 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティアの2019年10月1日から2020年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除

外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められてい るその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告致します。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、内部統制システムの構築・運用ならびに内部管理状況等を重点監査項目として設定し、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるとともに、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担に従い、取締役、内部監査室その他の社員等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換会を実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ① 取締役会および経営会議その他重要な会議に出席し、取締役および社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や主要会議の議事録を閲覧し、本社および事業部、会館拠点において業務および財産の状況を調査致し、代表取締役と定期的に意見交換致しました。また、子会社については子会社取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業ならびに経営管理の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役および社員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。また、内部監査室と毎月定期的に会合を設け、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備して

いる旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結 貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討致しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは 定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築および運用に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年11月11日

株式会社ティア 監査役会

常勤社外監査役 後藤光雄 ⑩

社外監査役 稲生 浩子 ⑩

社外監査役 出口 紘一 即

株主総会参考書類

議 案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 " 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有するの 数
	を	1994年 3 月 有限会社名古屋丸八互助会入社 1997年 7 月 当社設立 代表取締役社長(現任)	938,200株
1] 代表取締役社長として長年にわたり経営全般に携わり、豊富な経験 続き取締役候補者としております。	険・知見を有
2	取締役候補者とした理由 岡留 昌吉氏は、葬祭	1982年 3 月 有限会社名古屋丸八互助会入社 2004年 5 月 有限会社みどり葬祭設立 代表取締役社長 2005年10月 当社入社葬祭推進本部長 2006年 7 月 当社執行役員フランチャイズ事業本部長 2007年10月 当社執行役員葬祭推進本部長 2007年12月 当社取締役葬祭推進本部長 2008年 4 月 当社取締役ブランチャイズ事業本部長 2011年12月 当社常務取締役フランチャイズ事業本部長 2012年10月 当社常務取締役人財・事業開発本部長 2014年10月 当社専務取締役人財・事業開発本部長 2017年 5 月 株式会社愛共(現 株式会社ティアサービス) 代表取締役社長(現任) 2018年10月 当社取締役副社長人財・事業開発本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ティアサービス 代表取締役社長	

候補者番 号	氏 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有するの数 株式		
3	並 計 で (1972年3月31日生)	1990年4月 株式会社サガミチェーン (現 株式会社サガミホールディングス) 入社 2007年1月 同社 社長室長 2011年4月 当社入社 2011年10月 当社執行役員経営企画室長 2013年12月 当社取締役経営企画室長 2014年10月 当社常務取締役経営企画室長 2017年10月 当社常務取締役経営企画室長 2017年10月 当社常務取締役経営企画室長兼M&A推進室長兼管理本部管掌 2018年10月 当社専務取締役経営企画室長兼管理本部管掌 (現任)	17,900株		
	取締役候補者とした理由 辻 耕平氏は、経営企画の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において経営企画部門および 管理部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。				
4	宮 崎 芳 幸 (1976年6月3日生)	2000年 5 月当社入社2004年10月当社葬祭営業本部長2006年 7 月当社執行役員葬祭営業本部長2007年12月当社取締役葬祭曹業本部長2008年 4 月当社取締役葬祭事業本部長2012年10月当社取締役葬祭事業本部長兼フランチャイズ開発本部長2012年12月当社取締役葬祭事業本部長2014年10月当社常務取締役葬祭事業本部長2018年10月当社専務取締役葬祭事業本部長2018年10月当社専務取締役葬祭事業本部長	46,100株		
		∃ ■ 事業の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において葬祭事 ♪に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております			

候補者番 号	荒 ⁹ 茶名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数	
5	遺 邉 健 吾 (1974年7月12日生)	1993年4月日産自動車株式会社入社2007年11月当社入社2010年1月当社人財開発部部長代理2014年10月当社執行役員フランチャイズ事業本部付部長2015年12月当社取締役フランチャイズ事業本部長2018年10月当社常務取締役フランチャイズ事業本部長(現任)	10,400株	
	取締役候補者とした理由 眞邉 健吾氏は、フランチャイズ事業の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社に チャイズ事業部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締ております。			
6	で 山 本 克 己 (1964年4月22日生)	2003年5月株式会社ファブリカコミュニケーションズ入社 経理部長2007年4月株式会社アイ・シー・アール入社 管理本部長2009年3月当社入社経理課長2009年7月当社執行役員管理本部長2009年12月当社取締役管理本部長2017年5月株式会社愛共(現株式会社ティアサービス) 監査役(現任)2017年10月当社取締役財務本部長(現任)(重要な兼職の状況)株式会社ティアサービス 監査役	17,400株	
		 管理の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において財務部 果たしていることに加え、財務の専門的な知識を有しているため	· · · · · · ·	

候補者番号	氏 " 名 (生年月日)	略歴、当	á 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
		1968年 3 月	四日市倉庫株式会社(現 日本トランスシティ 株式会社)入社	
		2001年6月	日本トランスシティ株式会社 取締役	
			トランスシティロジスティクス中部株式会社	
	きり ぜん りょう		代表取締役社長	1,900株
	(1944年6月29日生)	2003年6月	日本トランスシティ株式会社 常務取締役	1,9001
7		2007年 6 月	同社 常任顧問	
			極東冷蔵株式会社 代表取締役社長	
		2014年2月	株式会社アスト 取締役	
		2015年12月	当社社外取締役 (現任)	
	社外取締役候補者とした	理由		
	森 善良氏は、物流業界の経営に携わり多くの経験・知見を有しており、この経験を活かして業務執			
	行に対する一層の監督機能の強化を図るため、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同			
	Էの当社社外取締役就仕	:期間は、本総会	終結の時をもって5年となります。	

候補者 氏 生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数		
小木曾 芷 人 (1975年5月11日生) 8	1999年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 名古屋事務所入所 2003年6月 公認会計士登録 2012年12月 小木曽公認会計士事務所設立 所長 (現任) 2013年1月 税理士登録 2014年5月 株式会社トレジャリンク設立 代表取締役社長 (現任) 2015年12月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 小木曽公認会計士事務所 所長 株式会社トレジャリンク 代表取締役社長	2,100株		
	社外取締役候補者とした理由			
	認会計士・税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており			
I .	対する一層の監督機能の強化を図るため、引き続き社外取締役候補 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となりま			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 森 善良氏、小木曽 正人氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、森 善良氏および小木曽 正人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としており、森 善良氏および小木曽 正人氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、森 善良氏および小木曽 正人氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、森 善良氏および小木曽 正人氏の再任が承認された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

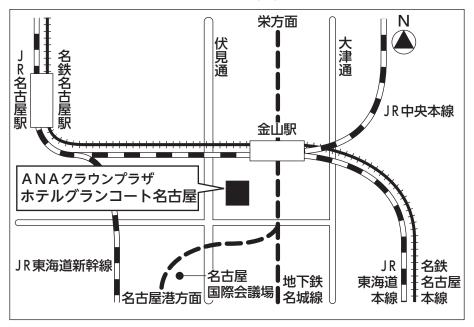
株主総会会場ご案内図

会場:名古屋市中区金山町一丁目1番1号

ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋

5階 ローズルーム

電話 052-683-4111 (代)



交通のご案内

- ・JR・名鉄・地下鉄「金山」駅 南口から徒歩で約1分
- ・名古屋駅 (TR・名鉄) より金山駅まで電車で約5分
- ・栄駅(地下鉄)より金山駅まで電車で約10分

お願い

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



